

地域の人事部について

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

地域の人事部について

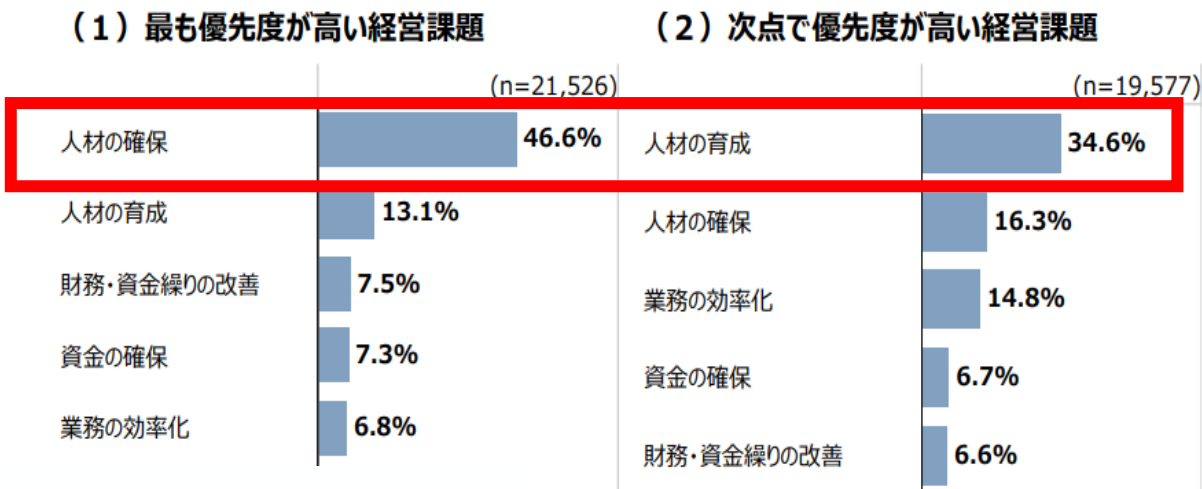
2025年9月

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課

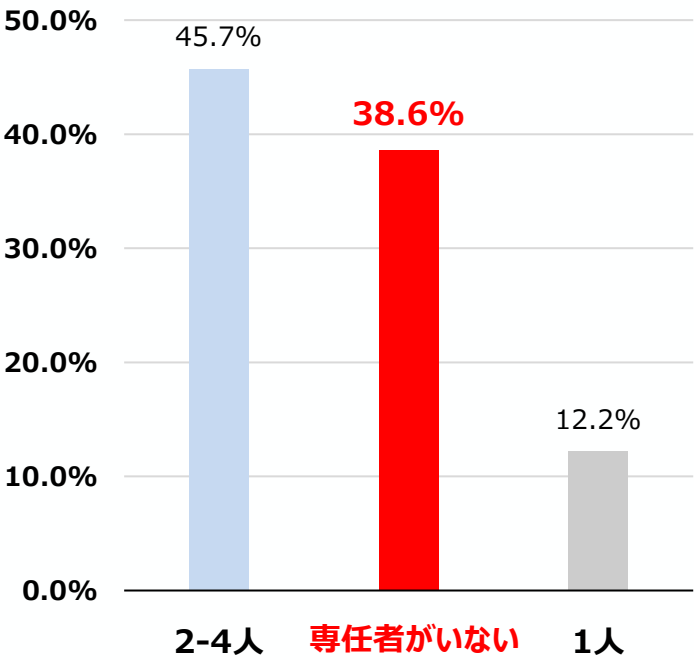
地域の中小企業の経営課題

- 中小企業が最も優先度が高い経営課題として「人材の確保」が挙げられている。また、「人材の育成」も次に優先度が高い課題。
- 他方で、地域の中核企業候補（地域未来牽引企業）においても、約4割が専任の人事・採用担当者が不在であり、人材確保やその後の人材育成等が十分に出来ていない状況。

中小企業の優先度が高い経営課題



地域未来牽引企業における人事担当者の人数

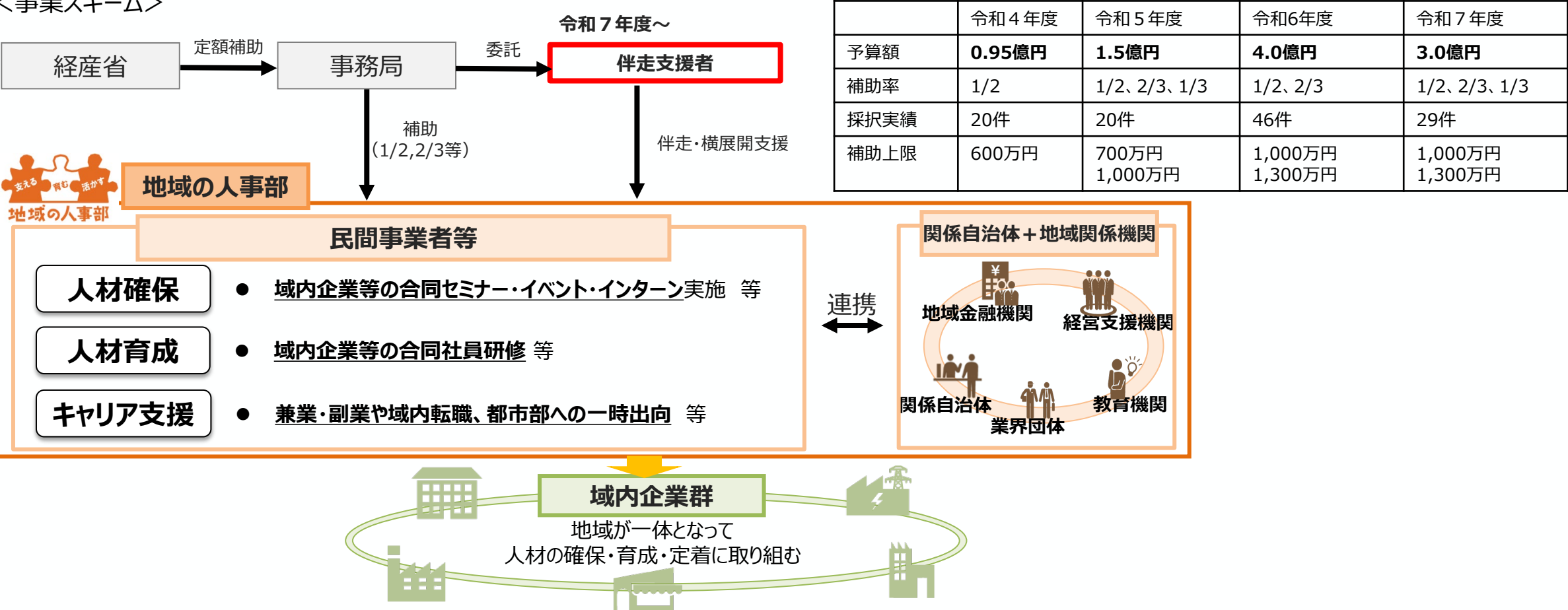


注：（左図）（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」。「現在の経営課題について、対応する優先度が高いと考えているもの」を上から順に三つ聞いたもの。
（右図）地域未来牽引企業を対象としたアンケート調査（有効回答数：1,199社）。「貴社の人事・採用業務の担当者の人数について、当てはまるものを一つ選択してください。」に対する回答のうち、4人以下のものを抜粋。
出典元：（左図）中小企業庁「中小企業白書（2024年版）」
（右図）経済産業省「令和元年度 大企業人材等の地方活躍推進事業（地域の中核企業による人材確保手法等の調査分析）」（調査期間2020年7月22日～8月6日）を基に作成。

「地域の人事部」による人材確保・育成・定着（令和4～7年度）

- 経済産業省では、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を推進。
- 令和4～7年度で累計115件を採択し、モデル事例の創出や担い手の醸成、ブランディング化、加えて令和7年度からは既に一定のノウハウを持つ地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進。

<事業スキーム>

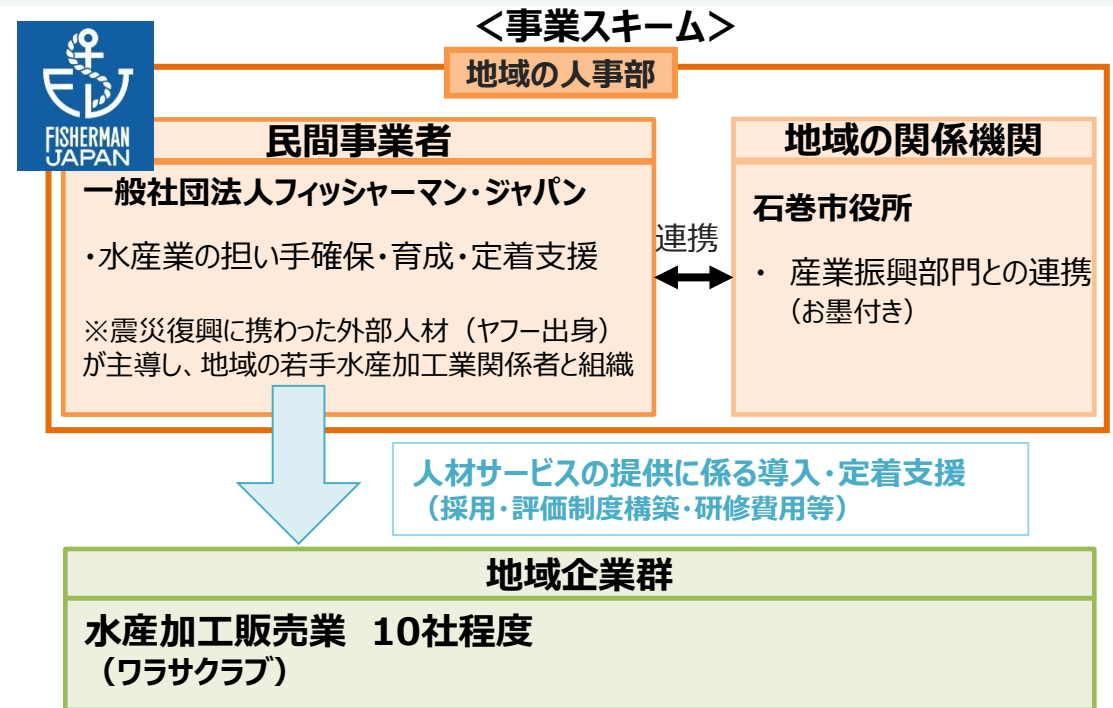


【事例】（一社）フィッシャーマン・ジャパン（宮城県石巻市）

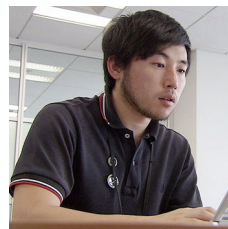
- 石巻地域を支える主要産業の1つは水産業。震災後、漁獲高減少、価格の不安定化、採用難に。何もしなければ、主要産業が衰退。
- この打開策として、**業務・働き方をアップデートし、新しい水産業をつくるヒトを集める**ことで、地域の水産業の維持・発展を図る。

＜事業イメージ＞

地域の 目指す姿	地域の主要産業である水産業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成を図る
地域課題	少子高齢化に加え、震災により水産加工販売業の従事者は1998年から2018年で半減（4,000人→2,000人） →今後の事業展開を担う社長の右腕人材が不足
事業概要	【人材確保】 - 社長の右腕候補人材の確保に向け、地域企業群一体で広報戦略を策定、デジタルマーケティング実施 “SeaEO人材”の募集HPの作成 （例）SeaMO（海のマーケティング責任者） SeaPO（海の経営企画責任者） - 合同インターン募集・受入 【人材育成】合同研修 【人材定着】就業後の定住支援（シェアハウスの提供） 【他地域への横展開】漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援



一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン 事務局次長 コーディネーター 松本 裕也氏



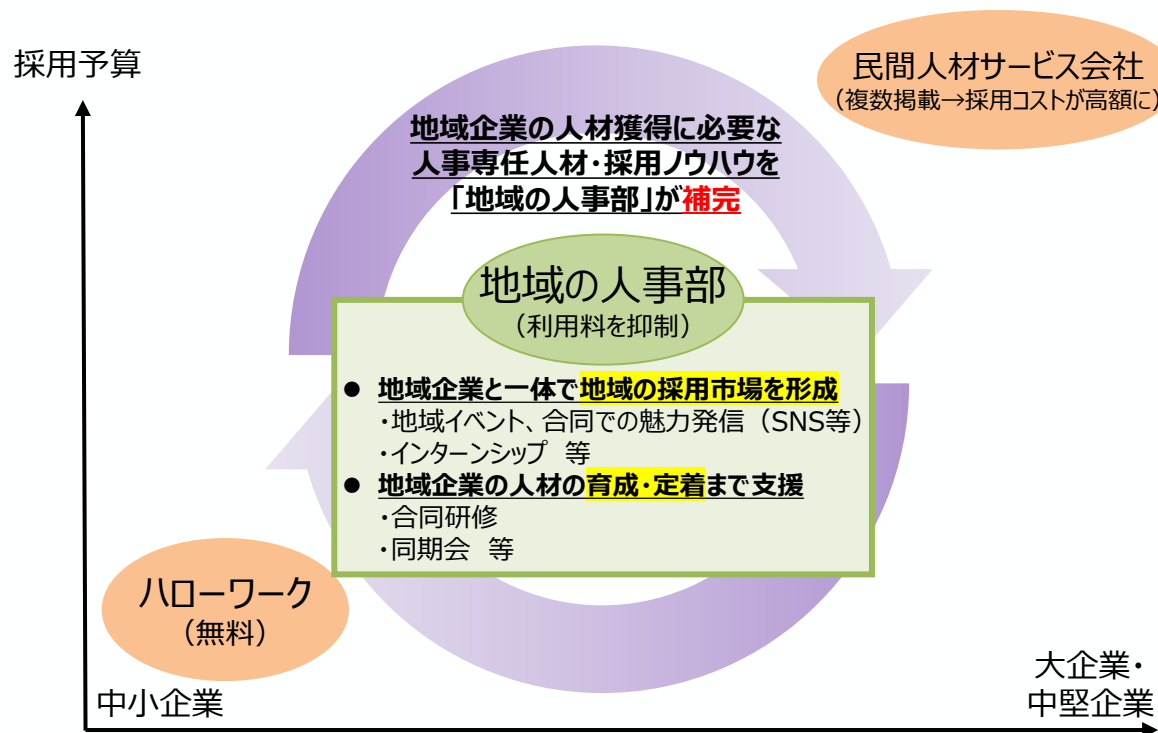
2009年にヤフーへ入社。3年間広告営業として従事したのち、2014年に「ヤフー石巻復興ベース」に異動し、漁師の販売支援を行う。

2015年には石巻市に移住し、同年5月に設立した（一社）フィッシャーマン・ジャパンの活動にヤフー社員として携わり、県内の若手漁師らと水産業の変革に向けた取組を行う。

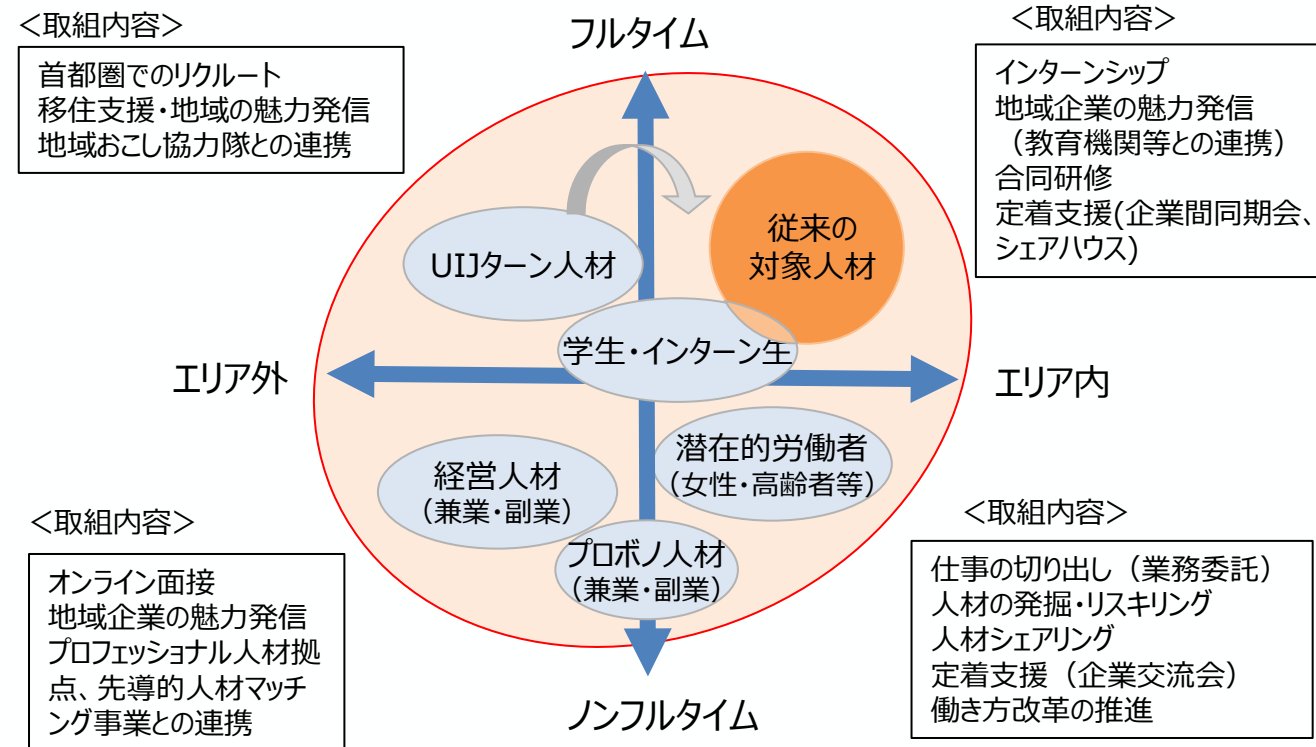
「地域の人事部」の機能

- 「地域の人事部」が地域企業群の魅力を発信し、面取り組むことで、採用コストを抑制するとともに、地域企業の人材育成・定着まで支援を行うなど、地域企業の人事ノウハウの補完に貢献。
- また、地域企業の人材課題に応じて①学生・インターン生、②UIターン人材、③兼業・副業人材、④潜在的労働者といった多様な人材を対象としており、働き手に対する柔軟性を高めることで、地域で活躍する人材母集団の拡大に貢献。

＜機能①：採用コストの抑制、人事ノウハウの補完＞



＜機能②：地域で活躍する人材母集団の拡大＞



(2) 地域の人事部支援事業

令和8年度概算要求額 3.3億円 (3.0億円)

事業目的・概要

事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

事業概要

(1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

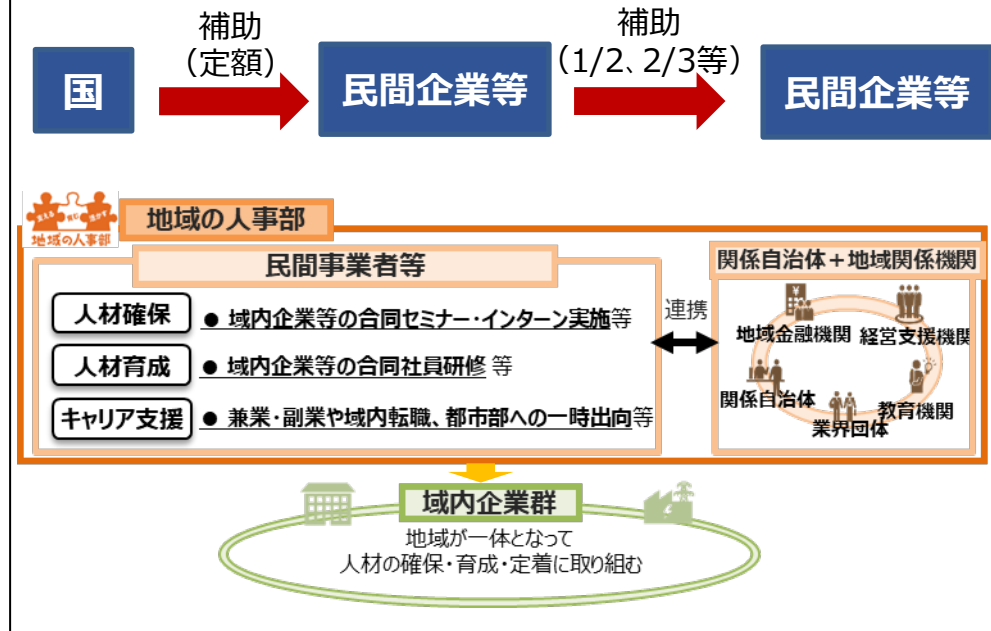
地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

(2) 地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

①地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。

②地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来投資促進法の連携支援計画の承認事業者や、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会、商工会議所、二地域居住促進法に基づく特定居住支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

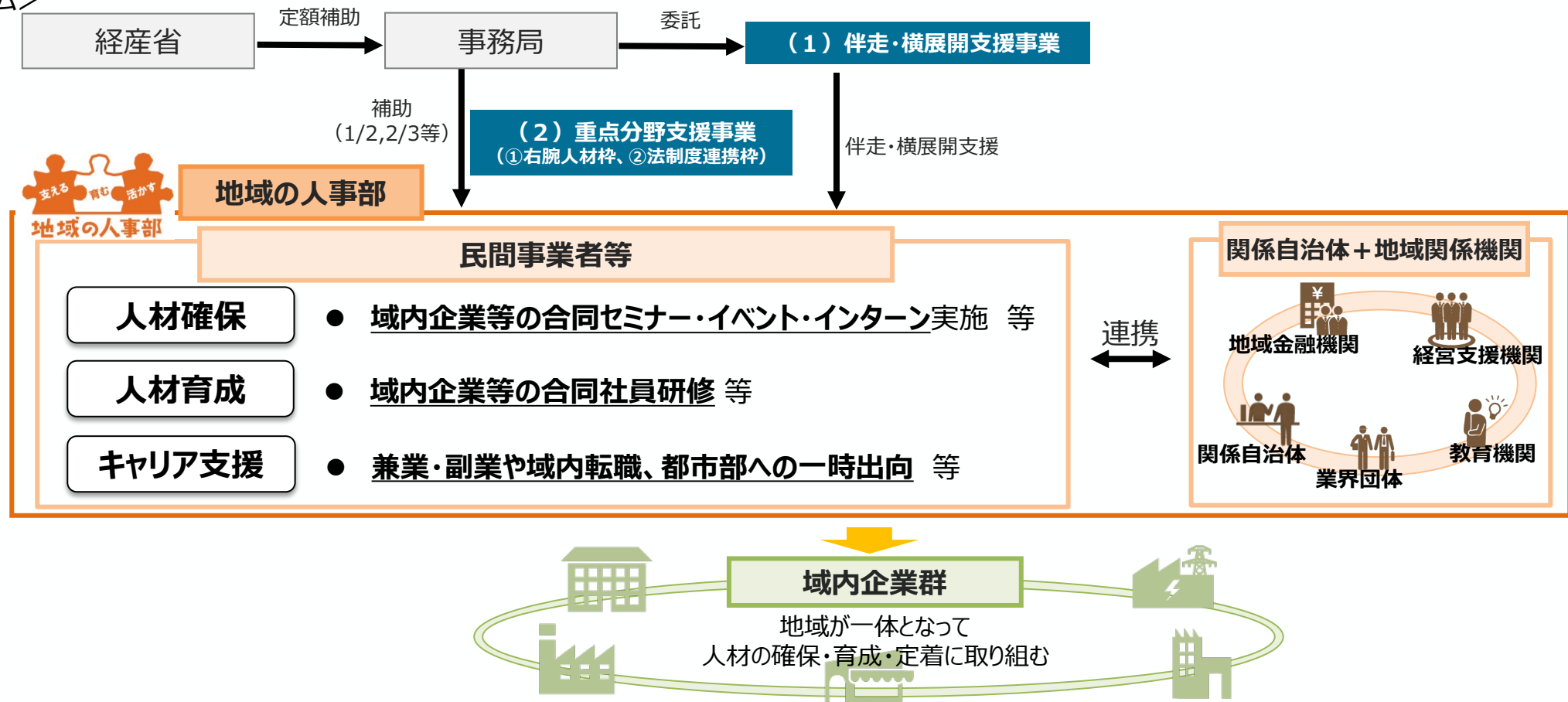
令和7年度から令和9年度までの3年間の事業であり、短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。

中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

令和8年度「地域の人事部支援事業」(概算要求額：3.3億円)

- 地域一体で地域の中堅・中小企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援しつつ、取組の定着・自走化を更に促すため以下を実施。
 - (1) **伴走・横展開支援事業**：既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進
 - (2) **重点分野支援事業**：①地域企業の右腕人材・後継者育成、②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援

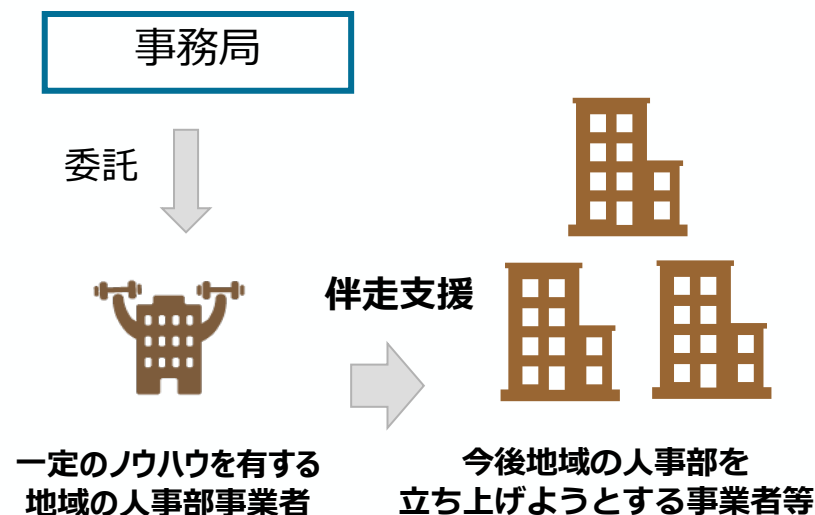
<事業スキーム>



（１）伴走・横展開支援事業

- 地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する「地域の人事部」事業者による伴走支援や勉強会、地域間・広域連携等を推進する。

事業イメージ図



令和7年度の取組例

森興産株式会社

- 令和4年度より、大阪市他において「地域の人事部」採択事業者として外国人材のマッチング、定着支援、企業向けセミナー等を実施。外国人材の雇用支援にとどまらず、海外展開も含めた事業戦略策定等の支援の実績も有する。
- 「地域の人事部」事業者が、地域企業に対して人材マッチングに限らない経営課題をとらえた人材戦略提案力や、多様な関係主体を巻き込んだ推進力等を備える後押しのため、テーマ別勉強会や個別相談、各種支援機関等とのネットワーキングを支援予定。

【活動内容（予定）】

①勉強会

地域の人事部の持続的展開に向けた戦略設計や、地域間連携・広域展開を視野に入れた戦略構築等に関する勉強会を実施。

②個別相談

課題の言語化と戦略構築に向けた個別相談を実施。

③ネットワーキング支援

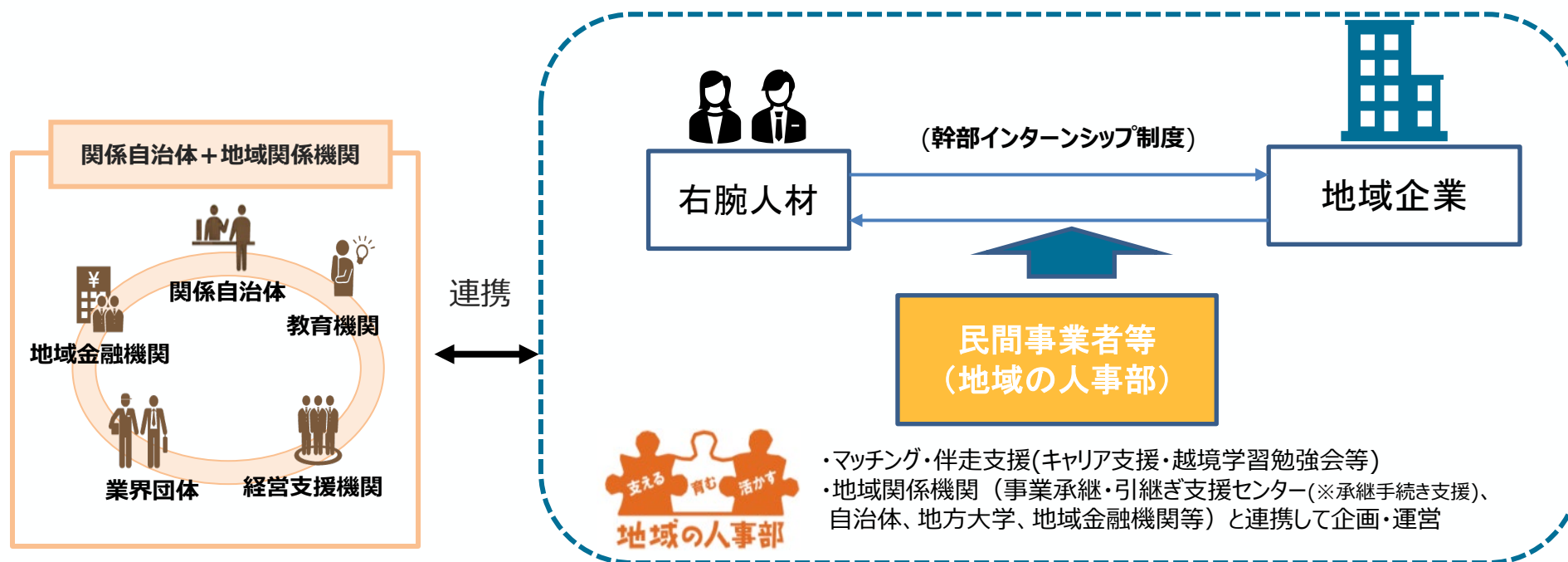
同社が持つ海外教育機関、外国公館、国内外の支援機関等とのネットワークを活用したネットワーキングの支援。

(2) ①地域企業の右腕人材・後継者育成支援（右腕人材枠）

- 地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、**地域企業群への幹部インターンシップ制度**を導入し、地域の中小企業の事業承継に関心のある**右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）**とのマッチングや社長からの引継ぎ・キャリア支援等を行う**取組を重点的に支援**することで、事業承継問題もセットで解決する日本型後継者育成キャリアシステムの構築を図る。

事業スキーム

- 右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）を求める地域企業に対し、幹部インターンシップ制度の企画運営・マッチング・キャリア支援等を行う民間事業者等の取組に補助支援

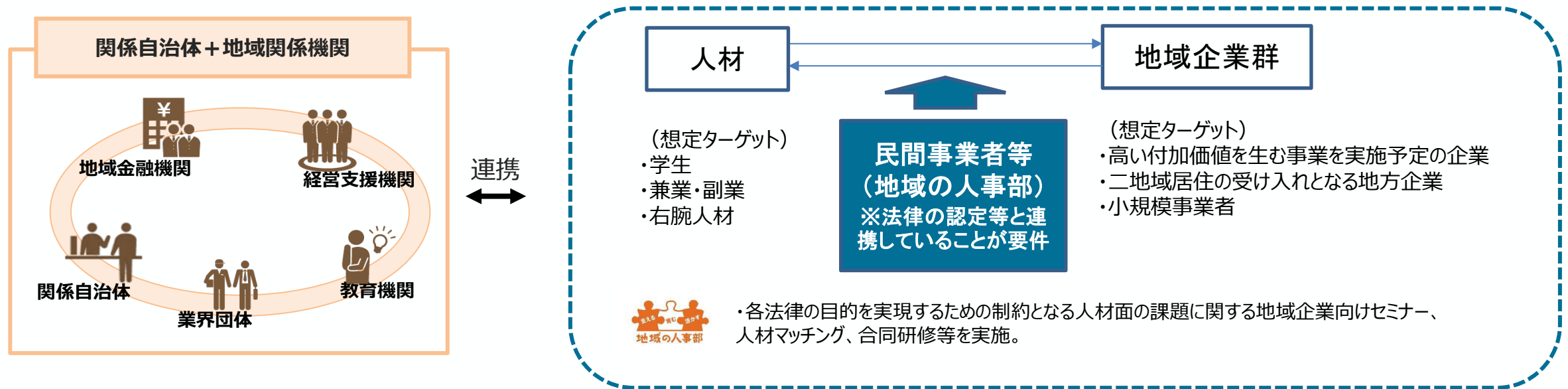


(2) ②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援（法制度連携枠）

事業スキーム

地域の人事部として活動を行う民間事業者等を、以下法律の承認等を受けている事業者限定（要件化）

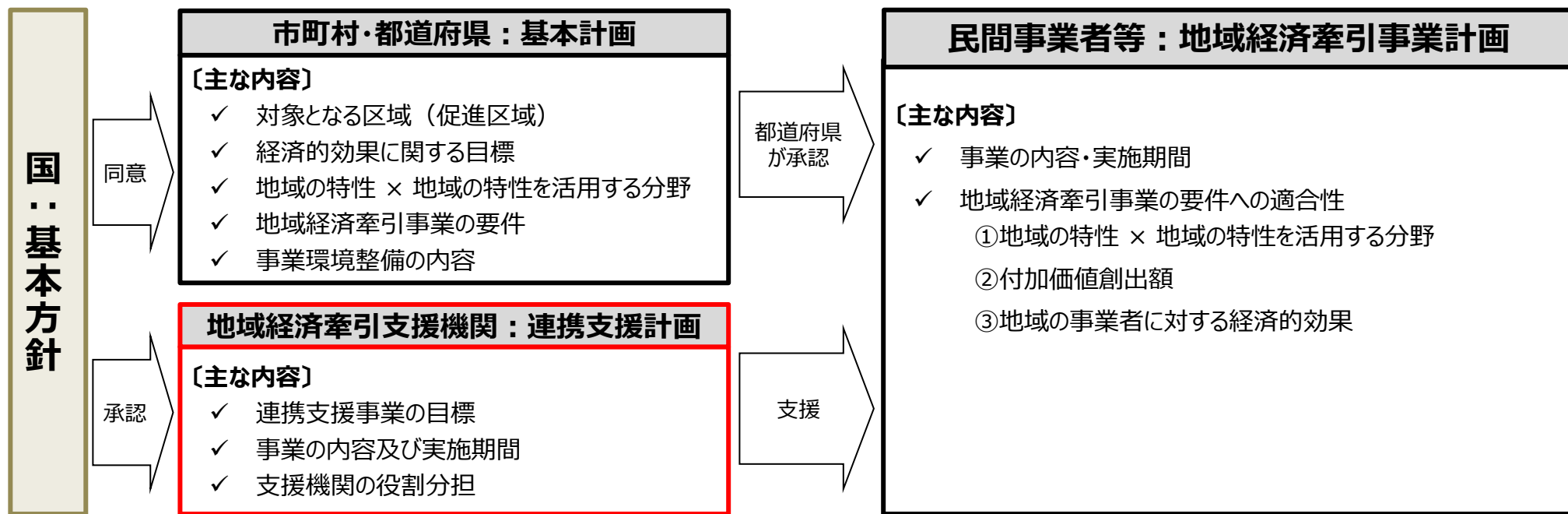
- ①**地域未来投資促進法**（地域経済牽引支援機関として、人材確保等の取組を連携支援計画に記載し、国の承認を受けた事業者）
- ②**小規模事業者支援法**（経営発達支援計画において、人材確保等の取組を記載し、国の認定を受けた商工会、商工会議所）
- ③**二地域居住促進法**（二地域居住等支援機関として市町村の指定を受けた事業者）



(パターン1) 地域未来投資促進法との連携

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

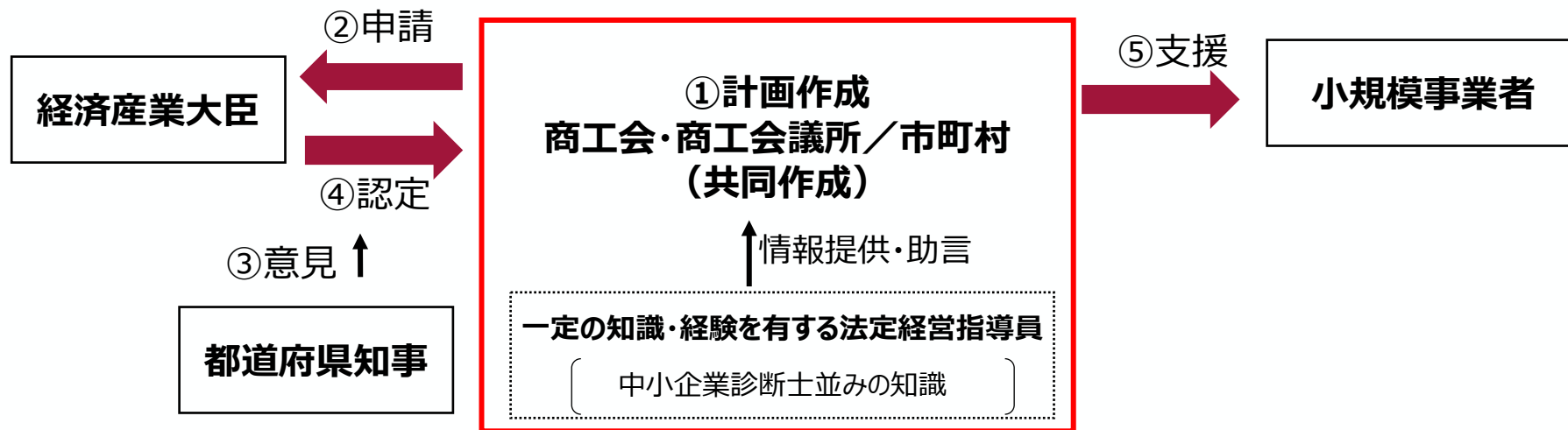
- 地域未来投資促進法では、民間事業者等が地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進。
- 地域経済牽引事業を促進する観点で、地域の人材確保・育成・定着を実施するため、複数年の連携支援計画を作成し、国が承認した事業者を支援。



（パターン2）小規模事業者支援法との連携

- 商工会・商工会議所が市町村と連携しながら、地域課題を分析し、小規模事業者の持続的発展に向けた経営発達支援計画を作成・申請し、国が認定。
- 「地域の人事部」の普及において、**地域の商工会・商工会議所の役割は重要であり、経営発達支援計画に基づき、地域の人事部を実施する場合は支援。**

経営発達支援のスキーム



経営発達支援事業

(パターン3) 二地域居住促進法との連携

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律)

- コロナ禍を経てUIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているが、**二地域居住にあたっては、「住まい」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ」といったハードルがある。**
- このため、市町村長から指定された**二地域居住等支援法人が、市町村が作成する特定居住促進計画と連携し、地域の人事部を実施する場合は支援。**

法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む**広域的地域活性化基盤整備計画の作成**について提案が可能

都道府県（広域的地域活性化基盤整備計画）

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村（特定居住促進計画）【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
 - ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針
(地域の方針、求める二地域居住者像等)
* 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
 - ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
 - ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
* 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る
(KPI) ①特定居住促進計画の作成数: 施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数: 施行後5年間で累計600法人

(参考) 各法制度に関するURL

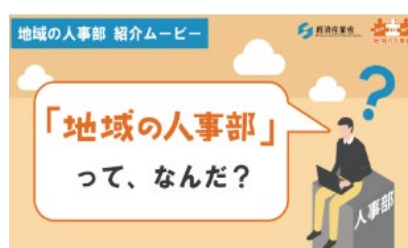
法律名	参考URL
地域未来投資促進法	● 地域未来投資促進法：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html ● 地域未来投資促進法における 連携支援計画のガイドライン（令和3年4月）： https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/renkeishienkeikaku-guideline-2010.pdf ● 承認連携支援計画一覧： https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/syouninrenkeisienkeikaku.html
小規模事業者支援法	● 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html ● 経営発達支援計画手続ガイドライン（令和6年9月）： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf ● 認定を受けた経営発達支援計画一覧：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html
二地域居住推進法 （広域的地域活性化の ための基盤整備に関す る法律）	● 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、ガイドライン等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html ● 特定居住支援法人の指定等の手引き：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf ● 二地域居住等促進のための広活法運用説明会（R6年11月15日） 説明会動画：https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So 説明会資料：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880696.pdf

「地域の人事部」のブランド化・広報活動

- 「地域の人事部」のブランド化・認知度向上のため、**地域の人事部ロゴマーク**を作成。本補助事業の採択事業者や利用承認を受けた事業者が**広報活動等に活用可能**。加えて、地域企業や自治体向けに「**地域の人事部**」チラシや**全国の事業者一覧**（※）を公表。 ※本補助事業採択事業者及びロゴマーク利用承認事業者
- 更に、「**地域の人事部**」の**取組の実装・定着を支援**するため、モデル事業者の**対談動画**や**実践ポイント集**等を作成。

紹介・対談動画

- 地域の人事部を紹介する動画や、地域の人事部事業者のキーマン・支援を受けた地域企業が、取組の特徴やビジョン等について対談した動画を掲載。



ロゴマーク



- 【活用例】R6年度採択事業者の(株)あわわ（徳島県）は、自社発行のフリーペーパー記事に活用。



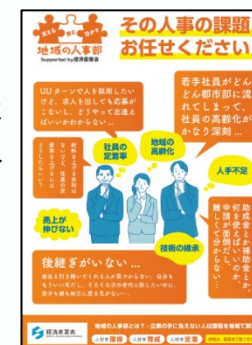
全国の事業者一覧



- 地域企業や自治体が、近くの地域や他地域の取組を検索できるよう、地域ブロックごとに事業者を一覧化。

「地域の人事部」チラシ（両面）

- 人材確保・育成等にお悩みの地域企業や自治体向けに「地域の人事部」の取組を紹介。



実践ポイント集（令和7年4月更新）

- 「地域の人事部」の立ち上げや取り組む際の活動レベルごとのポイントや実践事例を紹介。



地域の人事部メールマガジン

- 地域の人事部に関するイベントや関連施策等の情報提供を目的にした「地域の人事部メールマガジン」を無料で発行しています（不定期配信）。是非、以下からご登録ください。



<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keizaiseisaku/jinjibu>